

エレベーターやコースター

構造・材質に基準

国交省方針

エレベーターや遊戯施設の事故が全国で相次いだことを受け、国土交通省は五日までに、施設の構造や使用鋼材など、施設設置時の技術基準を定める方針を決めた。現在の建築基準法には細かい技術基準が定められていないため、施行規則などの改正で対応する。

エレベーターを巡っては昨年、ワイヤロープの破断、鋼材の強度不足、滑車の折損など、人命を奪いかねない事故やトラブルが多発。遊戯施設でも昨年五月、大阪府吹田

市の遊園地「エキスポランド」のジェットコースター事故が発生、一人が死亡した。

国交省はこうした重大事故防止のため、同省の研究機関である国土技術政策総合研究所を中心に

検討。今後三年程度でエレベーターの駆動装置、コースターの客席部分など問題があった箇所を中心に、材質や強度、構造などを定めた技術基準を設けることにした。

エレベーターやジェットコースターの安全装置については、建築確認の際に第三者による性能評価や大臣認定制度を導入することも検討する。

一方、同省は三月下旬から四月ごろをめどに、専門家によるワーキンググループを設置。年内に施設の定期検査資格者制度の見直し、維持・管理指針の策定に取り組む。